## SNS 情報の品質向上のための放送通信混在方式の 社会システム的分析

## 1. はじめに

欧州に居住する人のうち「インターネット上のニュースサイトや SNS 上で偽又は信憑性が疑わしい情報 (untrue or doubtful information or content) に接した経験がある」と2021年に回答した人は OECD の報告[1]では半数以上に達した。その中で、オンライン上の情報の真実性を確認すると答えた人は26%だった。また、放送文化研究所の調査によると、新型コロナの情報に関しては70%の人が流言・デマを見聞きした[2]。

SNS 上の利用者の増大と社会的影響力の高まりに従い、 SNS 上の誤情報偽情報は増加している。

偽情報・誤情報が蔓延し、信頼できる情報源が見分けにくい状況は SNS の利便性を大きく損なっている。SNS 以外の情報でも偽情報は多いが、SNS での情報受信における偽情報・誤情報はとびぬけて多く、また情報源の信頼性を確認しにくいという意見は多い。結果として SNS は本来期待される安価で便利な情報源としての有用性を失いつつある。

そこで本報告では先に行った研究報告[3]の議論を改良し、 以下のように議論を進めていく。

- (1) SNS で偽情報・誤情報が増大する要因
- (2) SNS 上の偽情報・誤情報による損失
- (3) 匿名性が問題であるという仮説と理由
- (4) 匿名性を小規模放送事業者の導入によって解消で きないかという提案

#### 2. SNS で偽情報・誤情報が増大する要因

SNS 上で偽情報・誤情報が増大する要因については多くの仮説と検証がすでになされている。

第一の要因として、偽情報・誤情報の方が速く広く伝わることが知られている。

SNS では様々な情報がリツイートなどの再発信で拡散する。再発信においては、意図的な改変や引用上のミスなどで誤り(ノイズ)が加わる。このとき偽情報・誤情報の方が「面白ければ」早く広く拡散する。

元の情報 a の拡散速度を A としノイズが加わった情報 b の拡散速度を B と比較した場合、B>A であればより短時間で多くの受信者に到達する。情報に加わるノイズに何通りかがあればその中には必ず元の情報よりも拡散速度が速いバージョンが生まれうる。けっきょく多くの SNS 利用者が受け取る情報はこの改変をうけた誤情報になる。

第2の要因は、拡散による利益を得る機構が広く存在する点にある。SNS は広告収入によって運営される。バズることにより報酬を得る方法が数多く存在し、それが情報の正しさを無視してでもバズらせようというインセンティブ

†一橋大学 客員研究員 / Hitotsubashi University

‡一橋大学 / Hitotsubashi University

十三重大学 / Mie University

#### 放送法第2条

「放送」とは、公衆によって直接受信されることを 目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法 律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をい う。)の送信(他人の電気通信設備(同条第 2 号に規 定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行 われるものを含む。)をいう。

## 電気通信事業法第2条第1号

電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

# 図 1 放送法第2条と電気通信事業法第2条第1号[4,5]

として働く。

そのような要因には組織的な情報操作も含まれる。他国の情報機関による意図的な SNS 上の情報操作活動は幅広く観察されている[6]。

海外の組織が我が国の国民に対し偽情報などを拡散する 行為は一見違法行為として取り締まれると思いがちである。 しかし現在そのような活動を規制する法律はない。発信は 他国で行われるから我が国の法律の適用外であるし、受信 は受信する個人の自由である。意図的な偽情報である可能 性に注意して影響を排除することは、個人の判断にゆだね られているが、そのような判断は非常に難しい。

#### 3. SNS 上の偽情報・誤情報による損失

SNSの悪用の被害は甚大となる傾向がある。

第一の典型例は、フィッシング詐欺である。フィッシング詐欺により効率よく多数の詐欺行為を行いうる環境が生まれている。

まず、利用者は SNS 利用のリスクを軽視しがちだ。

- (1) 無料で利用できるサービスであり利用のメリットがもともと大きいわけではない。
- (2) 情報の信頼性は十分ではないが、だいたいの場合はそれで充分である。
- (3) ごくまれにおきる問題については、おきないだろうという楽観的な期待を抱きやすい。

このように SNS は利用者からみてもともと安かろう、悪かろうのシステムであり、偽アカウントや詐欺広告の氾濫にも寛容である。コストをはらってまで防止しようという意識は低い。

一方、攻撃側は、非常に多くの利用者に安価に詐欺広告を伝搬できる。ごくわずかなチャンスであっても、多くの利用者から抽出することで、攻撃可能な犠牲者を選ぶことができる。

無防備で高額の詐欺が可能な対象はたしかに少ない。しかし大量の情報を伝搬すればその中から一定数はヒットす

る。しかも偽情報・誤情報が到達する利用者は、詐欺にも ひっかかりやすい。

このような条件から、一定の条件を満たす少数の被害者 から高額の詐取を行うという傾向を持ち、被害者は予想も しない手口で大きな損失を被ることになる。

このような攻撃の典型は、SNS によるロマンス詐欺、投資詐欺、寄付金詐欺である。

第二の典型例は、世論誘導である。

様々な悪意のある発信者にとって、特定の意見や評判を拡散することは、重要な目的になりえる。たとえば企業の評判を操作すれば、株式の売買などと組み合わせて利益をあげられる。株価操作は違法であるが SNS を利用した情報操作と株式の売買の共謀性を結びつけることは難しい。

また、政治的あるいはビジネス的な影響力を及ぼすことも、目標となりえる。批判的な誘導も肯定的な誘導も有用だ。直接的な対価を得る以外にも、影響力を示すことで、関係性を高めることにも利用される。偽情報・誤情報が意図的な世論誘導に使われた場合の、社会的損失は大きいと考えられる。

#### 4. 対策が困難な理由

SNS における偽情報・誤情報の拡散の防止策は様々検討されているが、成功しているとはいえない。なぜ防止策が困難なのだろうか。

第一の方法として偽情報・誤情報を発見し、判定する仕 組みを作るべきだという提案がある。

報告者の見解としては、そのような方法は実現性に乏しいと考える。その理由は下記の通りである。

偽情報・誤情報を発見し確認するにはそもそも偽情報・誤情報すべてがその検証の範囲に入らなければならない。これは明らかに膨大で不可能である。また正しい判定をするためには審査機関は、SNSで発信されるすべての情報について、真実を確認できなければならないが、これも不可能だろう。

特に政治的な発信の場合、情報の信頼性を確認する機関は中立的である必要があるが、中立性を保つことも、中立であると人々に信頼されることも困難である。たとえば日本放送協会は、中立で信頼されるべく様々な仕組みを持った機関であるが、それですら、信用されているとはいいがたい。

ごく一部の情報について限定的に両論併記的な補足情報を提供する、といった機能を超えて、中立的な事実確認機関を機能させることは、困難だと考えられる。

第二の方法として、すでに被害が発生している場合、問題がある発信者を特定して削除、訂正などを求める方法がある。

しかしこの方法は、なんらかの被害に対して裁判所を通じて発信者情報を開示させて法的手段をとる、という方法であるから、被害者がいない場合には適用がむずかしい。たとえば世論操作のための偽情報の発信者特定にはこの方法は利用できないのではないだろうか。

またたとえ情報が削除されても、すでにその情報が拡散 してしまい、誤情報、偽情報を防止する効果がほとんどな い。

## 5. 発信管理者明示の効果

放送、新聞、雑誌などのマスメディアでは SNS ほど問題が深刻でないとされる。理由として発信者が明確で、誤りなどの問題の訂正が可能であるからではないかと考えられる。

マスメディアが明らかな偽情報・誤情報を発信した場合、それは比較的速やかに明らかになる。間違いに気づいたものは発信元にすぐに通知できるし、発信者もすぐに訂正の告知に努める。発信者としての信頼性は、マスメディアの場合守るべきアセットであるからだ。

SNS の場合、信頼性を守るインセンティブはほとんどない。発信の責任の所在はわからないし、SNS の発信が間違いだとしても通常であれば大きな被害は発生しない。

そのため発信者や送信内容の信用は皆無に等しい。SNS に偽名による発信を効果的に防ぐメカニズムが現状では存 在しない。そのため偽名によるトラブルは多発している。 また内容の信頼性を担保する仕組みも皆無に等しい。

筆者の見解としては以上の考察から、SNS における偽情報・誤情報を効果的に抑制するには、内容の真偽確認にはほとんど効果がなく、発信管理者の明示が効果的だと考えられる。

ここでいう発信管理者とは、誤りの責任をとらせるという意味ではなく、発信の信頼性の維持や、誤りの訂正をとりあつかう者という意味である。発信管理者が以下の5つの機能を持つことで、SNSで拡散した偽情報・誤情報の抑制が効果的に行えると筆者は考える。

- (1) 元記事の発信者を確認する
- (2) 根拠を確認する
- (3) 発信の適切性の責任者を確認する
- (4) 問題があれば受け付け、発信者に通知する
- (5) 訂正情報を購読者に通知する

筆者は言論の自由を重視し、発信の真偽判断の責任を発信管理者に求めるべきではないという立場である。匿名発信や、根拠不明の記事も自由であるべきだと考える。しかし発信管理者は「発信者不明で根拠不明の情報によれば」のように発信の属性を明記することが倫理的だろう。これにより受信者にはきわめて信頼性が低い情報であると伝わり、それが発信管理者の信頼を高めるだろう。

現状の SNS 上ではそのように情報発信者の信頼度を管理する主体が存在しない。発信された偽情報・誤情報の発信者を確認することは難しい。誤情報は伝搬によりノイズを増大させながら拡散する。伝達の経緯はたどりにくいことが多いから、誤情報の誤りがどこで発生したかはわかりにくい。誤情報であるという情報の共有や伝搬を困難にする。SNS 運営者など、関係者すべてが偽情報・誤情報の解消に協力的であったとしても、その解消には長い時間がかかり不完全である。

発信管理者が存在し、(1)~(5)の機能を果たせば、これらの非効率はなく、偽情報・誤情報は(発信者が合意する誤りであれば)比較的速やかに通知、訂正されると期待できる。

## 6. 小規模放送事業者の導入

#### 6.1 通信放送ハイブリッド SNS の利点

多くの放送事業者はすでに SNS を利用している。しかし 放送局が品質の高い情報を発信しても、必ずしも、その品 質に見合う信頼感をもって受信されてはいない。

たとえば SNS 上で実在の放送局を偽装したコンテンツを 見分けることは難しい。また名前を知らない発信者が「放 送局」と名乗っていても、わからない。つまり放送局の発 信であっても SNS を介した場合、発信の信頼度に結びつか ない。

その理由は、電波でなくインターネット経由である、という物理的な理由だろうか。筆者はそうではなく、法的な扱いの差であると考える。SNSによる発信は個人間の通信である。受信者にとって SNS の発信者は、放送局を名乗っていても、発信者の特定ができず放送局に課せられた法的義務を負わない一発信者である。発信者の特定も誤りの指摘や訂正も期待できない。

そこで、SNS 経由で「法的な放送」を伝送できれば様々な利点が得られるのでは、ということが本報告に提案の一つである。SNS の機能は生かしつつ、放送の利点も活かす媒体として利用する。これが可能であれば、放送が持つ利点と SNS が持つ柔軟性を併せ持つ媒体として活用できる。

具体的には技術的手段と法的措置の二つを併用する。

#### 6.2 技術的な手段

従来の放送に似せようとすれば、マルチキャストすべきだ、という考え方もある。筆者は、そのような技術手段は必要ないのではないかと考える。

放送法が定義する放送を図 1 に示す。文言上は技術的手段によらず、「公衆によって受信される」ということのみが機能的な要件として表現されている、。

SNS は伝搬の能力としてはすでに放送の基準を満たす性質を有している。web 上でだれでも見ることが可能だからである。必ずしも全員がどこでも見られるわけではないが少なくとも公衆への伝達という機能において一般のテレビ受信器と区別する強固な理由はみあたらない。

したがって、放送とみなすために必要なのは以下の 3 点 が満たされればよいと考える。

放送であると識別できる

放送局を特定できる

これは、アプリに放送受信という特別な機能を追加して 実現することも考えられるが、現状の SNS の機能を使って アカウント名に特定の意味を持たせて放送と見なすことも 十分可能だと考えられる。

たとえば、この方法はそのまま実現できるわけではないが、アイデアの理解のために単純化して示すと、アカウント名のフォーマットの一部を放送用アカウントとして定義し、そのアカウントを「放送局」として登録し参照できるようにすれば実現可能ではないかと考えられる。

例: たとえば id を ARIB1234\_放送局名\_サブチャンネル 名とする。

現在 NHK は nhkworld という facebook アカウントを使っているがこれを

#### ARIB1234\_nhk\_nhkworld

とすることで放送であることを識別すればよい。

この例は、アイデアを示すために単純化しており、アカウント名のルールだけで放送局を現状の放送局と同様にみなすことは、不可能、あるいは不適切であるという判断は多そうである。確かにそうかもしれない。

しかしデータが電波で伝搬されるか通信回線を経て伝搬されるかを除けば、両者に本質的な機能の差はない。光ファイバー上のデジタル通信に、放送法に基づく放送メディアと法的に通信とみなされる情報は、現にハイブリッド伝送されており、物理層でのハイブリッドな運用は現実に行われている。物理層でハイブリッド運用が可能ならば、SNSというアプリケーション層でも、ハイブリッド伝送を行えない、本質的な理由はなさそうに思える。

### 6.3 法的な対応

これらの条件を見ると、放送が物理層~アプリケーション層のプロトコルにおいて特定の方式に制限されているようにはみえない。SNSによる公衆への送信は、そのままでも、あるいは一定の機能的な要件を満たせば、放送法上の放送の定義に合致しているように思われる。

ただし本論は厳密な法解釈を目的としないので、この判断は法律の専門家の判断に委ねたい。

## 7. 放送として発信するメリット

それでは放送として発信をすることにより偽情報・誤情報についてどのような差が生じるだろうか。

技術的には、放送であることを特定し、法的には放送と見なす、という以上の措置はしないのであれば、「放送」であると扱うことで偽情報・誤情報の発信があった場合の対応において偽情報・誤情報の抑制に関して、以下のメリットが得られる。

- 発信管理者の特定
- 責任の所在、問題の通知
- 編集権の行使

放送コンテンツには番組として購入したコンテンツを含めることができるが、放送であるから編集権は放送局にある。したがって問題があった場合に削除や訂正にともなう権利処理が通常の SNS の発信にくらべて容易であると考えられる。一方放送局の判断で発信者の情報の提出を拒否することも可能である。

#### 再送信の方法の管理

放送事業者であるから、再送信についてもさまざまな法 的規定が存在する。再送信が許可されている部分もあるが 再送信において禁止されている事項もある。改変は放送局 の著作権を侵害するから禁止可能であるし、また再送信を したいだけなら改変する必要性も薄いから、改変を伴う送 信に対する抑制が働くと期待できる。

もちろんこのような SNS 上の放送を受信するメリットが 受信者にとってなければ利用されない。受信者にとっては 同じ情報でも放送として受信することは以下のメリットが ある。

- (1) 発信者の法的実体が明確であり発信者や発信の信頼性 が高いと期待できる。
- (2) 偽の発信者である可能性がほぼ排除できる。発信者の履歴も確認できる。
- (3) 偽情報・誤情報の訂正のシステムが機能すると期待できる。一般の SNS 発信の場合、それはもしかするとす

でに古い情報である可能性があるが、放送であれば比較的敏速に訂正情報を受け取れると期待できる。

- (4) 広告についても、放送局という事業者の責任が明確であるから、広告の品質を高めると期待できる。
- (5) 発信管理者(放送事業者)として受信者の満足度を継続的に向上するモチベーションを持っていると期待できる。

むろん発信管理者にとってのメリットも必要である。以下のメリットがあると考えられる。

- (1) 放送として発信することで、法的保護や権利を利用できる。
- (2) 放送事業者としての信頼を得ることができる
- (3) 放送事業者としての永続性を付加価値としてアピールできる
- (4) メディア自体の付加価値を高めて資産価値を生みやすい。譲渡も可能である。
- (5) 著作物の利用に関し(権利団体との合意がえられれば) 放送としての合理的な扱いを用いることができる。
- (6) 規模の利益が得られるので広告収入を得る上でも有利

放送事業者であるから発信管理者は放送事業者としての 義務と権利の両方を伴うことになる。制約は必ずデメリットである、とは限らない。たとえば放送法第3条と第4条 に掲げる放送の権利と義務は、放送事業者としてのステータスであり、この規範に縛られることは利用者にとって放 送事業者の発信を選ぶインセンティブになることは十分に 考えられる。

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下 「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、 次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

そのような、放送事業者の自発的な品質維持と向上、利用者によるより信頼できる情報の選別によって SNS の公衆向けの発信がより信頼できるものになれば、SNS 自体の利便性もたかまり、個人による情報発信が自由にリアルタイムにおこなえるという SNS が本来もつ利点が発揮されるように思う。特にデジタルメディアであるにもかかわらず情報の信頼性に関する情報だけは敏速に伝達されない、という現状が放送法というツールを使うだけで発信者の責任が生まれ誤情報偽情報の発見と伝達が敏速に行われるならば放送を含めたハイブリッドの SNS を実現するメリットは大きいと考えられる。

またここで注意すべきは、小規模放送事業者の参入は現在のサービスに追加されるのであって、現在行われている情報発信は一切規制されない、という点である。本提案がSNS 利用をいかなる意味でも制約するものではない。

SNS を利用した「放送」を行うかどうか、それを受信者が利用するか否かは完全に任意である。「放送」であるということがなんらかの安心感や事業としてのメリットをもたらすのでれば利用が拡大するし、特に何もメリットがなければ衰退するだろう。

さらに SNS のプロバイダは発信者情報の提供や様々な有害情報に関する雑用からは解放される(それは放送事業者の責務になる)

#### 8. おわりに

本報告では SNS で偽情報・誤情報が増大する要因を分析し、SNS 上の偽情報・誤情報による損失が高くなる要因についての仮説を述べ、匿名性が大きな問題であるという仮説と理由を示し、小規模放送事業者の導入によって得られる効果を検討した。

もともと SNS は、放送を代表としたマスメディアと対照的な、個人の発信に近いメディアとして利用が広がってった。しかし現在に至り、実態としてはマスメディアと個人的な情報伝達の中間規模の公衆の受信が増えている。そのような受信が個別通信の枠組みで行われていることに、多くの問題の原因があるのではなかろうか。

の方式の副作用として、送信管理者が別に存在することにより、サービスプロバイダは純粋な設備運営事業者として通信設備の提供だけに責務を負うことになるから、送信の内容の管理に関する煩雑な問題から解放される可能性がある、というメリットもある。

このような方法が本当に多くの利害関係者にとって利便性があるものかについて、本報告の検討だけではまったく不十分であることは明らかであるが、今のところ大きな欠点も見えないように思われる。うまく実装すれば大きなコストをかけずとも実施できる仕組みなので、法的実施がもし可能であれば(省令などのレベルで可能なのであれば)、検討する価値がある方法ではないかと考える。

また本提案をそのまま実現できなくても、この問題に対する解決手段を考えるための、多様なアイデアを産みだすヒントになれば幸いである。

#### 参考文献

- [1] OECD, "Building Better Societies Through Digital Policy", OECD Digital Economy Papers, November 2022 No. 338, https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/11/building-better-societies-through-digital-policy 1973dbf2/07c3eb90-en.pdf (2022)
- [2] 福長 秀彦, "新型コロナワクチンと流言・デマの拡散", 放送研究と調査/72 巻, 1 号, https://doi.org/10.24634/bunken.72.1\_2 (2022)
- [3] 金子格, 寺田 麻佑, 湯田 恵美, "SNS における信頼できる情報の充実のための放送事業参入の可能性", 情報処理学会研究報告, 2024-EIP-105 (2024)
- [4] e-Gov, "放送法 令和 7 年 6 月 1 日 施行", https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000132/ (2025/5 取得)
- [5] e-Gov, "電気通信事業法 令和 7 年 6 月 1 日 施行", https://laws.e-gov.go.jp/law/359AC0000000086/ (2025/5 取得)
- [6] 小泉 悠, "サイバー・ウォーズ:5。ロシアのインテリジェンス機関と ICT", 会誌「情報処理」Vol.61, No.7, http://id.nii.ac.jp/1001/00204800/ (2020)